

認証保育所施設長の兼任に関する大田区との事前協議について

東京都の実施要綱の改正により、認証保育所のうち定員 20 人以上の施設では、朝夕の児童が少なくなる時間帯において一定要件を満たす場合に限り、施設長の一部保育業務への兼任が認められることとなりましたが、施設長が保育業務を兼任する場合、東京都知事に対し内容変更届を提出しなければなりません。

この施設長の兼任に係る内容変更届を東京都へ提出するにあたり、事前に区との協議が必要です。

【対象施設】

認証保育所のうち定員 20 人以上の施設

【事前協議の手続き】

(1) 受付

区担当者に電話連絡するとともに、兼任しようとする日の 30 日前までに 必要書類を添えて区へ提出してください。

※提出期限を過ぎた場合、遅延理由書を付したとしても、兼任は認められません。

(2) 兼任期間

施設長の兼任は、施設長の運営管理業務への影響が限定的であり、かつ児童の安全を十分に担保する要件を満たす場合に限られることに鑑み、兼任期間は、変更しようとする日から 6 か月を最大期間とします。ただし、兼任期間を 延長する場合は、改めて事前協議（事前協議書のみ区へ提出）が必要です。

(3) 提出書類

- ①事前協議書（東京都認証保育所事業実施要綱 7（2）イ（ウ）関係）
 - ②内容変更届（東京都認証保育所事業実施細目第 4 号様式）
 - ③要件確認書（東京都認証保育所事業実施要綱 7（2）イ（ウ）関係）
 - ④調査書（東京都認証保育所事業実施細目第 1 号様式）
 - ⑤職員の構成（東京都認証保育所事業実施細目第 2 号様式）
 - ⑥保護者への通知文書等の写し
 - ⑦重要事項説明書（施設長が保育に従事することについて記載し、当該部分をマーカー等で明示すること）
 - ⑧緊急時対応マニュアル（施設長が保育に従事する時間帯の対応について記載し、当該部分をマーカー等で明示すること）
- ※既存マニュアルへの追記でも構いません。

【その他】

区ホームページ上の各施設を紹介するページにて、当該施設の施設長が保育従事職員を兼任する場合がある旨を掲載します。

（問い合わせ先）

保育サービス課保育サービス基盤担当

電 話：03-5744-1727

メール：kod-kiban@city.ota.tokyo.jp